

仕 様 書

1 委託業務名

令和4年度「区民等との協働による区基本計画推進強化事業」企画・運営等業務

2 委託業務の内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

(1) 実施体制の確保

本事業の実施に当たっては、以下の役割を担う人材を置くこと。

○ プロジェクトマネージャー

本事業を統括し、進捗管理及び本事業に関わる関係者調整を行う者

○ 企画・運営担当者

以下(2)(3)に示す業務を企画・運営する者

(2) 区基本計画を推進する「チームしもぎょう（仮称）」（以下、「チームしもぎょう」という。）の企画・運営

これからの下京区を担う存在となる若者世代をターゲットに、下京区のまちづくりや地域活性化等に関心がある者を中心に、「第3期下京区基本計画」に位置付ける、有志グループの「チームしもぎょう」（最大30名程度を想定）を企画・運営すること。

「チームしもぎょう」が区基本計画推進の実行主体となるようメンバーに対する指導、育成、助言等を行うとともに、次世代の地域の担い手確保につなげること。

ア 「チームしもぎょう」企画・運営

「チームしもぎょう」組成に向けた企画（候補メンバーの人选、参加呼びかけを含む）、メンバーに対する指導、育成、助言等、適切と思われる具体的提案を作成し、「チームしもぎょう」が区基本計画推進の実働部隊となることを支援すること。

イ 「チームしもぎょう」ミーティングの開催

上記アに必要となるミーティングを開催すること。開催内容は応募者の提案による。場所は下京区役所会議室での開催も可能とする。

新型コロナウイルス感染症の対策を適切に実施することを前提に、できるだけ対面での開催とすること。ただし、感染状況による。

ウ 広報

「チームしもぎょう」の活動を区内外に向けて積極的に発信すること。その際、下京地域情報サイト (<https://shimogyo.city.kyoto.lg.jp/>) を可能な限り活用し、区民に分かりやすく広報すること。

なお、ウェブサイト等の構築や配信内容は、京都市と協議のうえ、制作する。

(3) 区基本計画推進のための取組の実現に向けたコーディネート

上記(2)の検討の中から生まれた地域課題解決に向けたアイデアや施策等の実現を視野に、ステークホルダー間等のコーディネート活動を随時実施し、その内容を京都市と共有すること。

3 業務終了報告書の提出

(1) 受託者は本業務終了後30日以内に、以下の資料を京都市に提出すること。

- ア 事業完了届出書 1部
- イ 実績報告書 1部
- ウ 本業務で取得又は作成した資料 1式
- エ 請求書 1部
- オ (必要な場合) 振込依頼書 1部

(2) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Office Word2010、Excel2010 及び PowerPoint2010 等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

4 業務の進め方

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行うこと。また、京都市との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。

5 その他

- (1) 「チームしもぎょう」から派生した企画、議論から生み出されたアイデア・関係資料をはじめ、成果物に関する著作権・所有権・知的財産権等については、基本的には企画やアイデアの発案者もしくは連携事業者等に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、京都市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。
- (3) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、京都市と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用できない。また本業務が完了した後においても同様とする。
- (5) 受託者は、関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (7) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。